鯖江市進徳小学校 いじめ防止基本方針

平成25年4月1日 策定
令和 5年4月1日 改定
令和 6年4月1日 改定
令和 7年4月1日 改定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。

(2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

(3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

【ほめて伸ばす教育】

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

【人権教育の推進】

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

【体験活動の推進】

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

【道徳教育の推進】

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

【ポジティブ教育の推進】
ピアサポートやSST、レジリエンスの育成を通して自己肯定感を高める機会を増やし、お互いに協力して困難を乗り越えようとする心を育てます。

(2) 学校評価
学期に1回、保護者に向けていじめ防止等に関する項目を含めたアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

(3) いじめの未然防止
【いじめ対策委員会の設置】
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
【授業改善】
すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
【いじめの起きない学校・学級づくり】
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
【児童の主体的活動の充実】
学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動により達成感や成就感を体感させることで自己存在感や自己有用感、共感的人間関係を育て、いじめ防止につなげる取り組みを推進します。
【開かれた学校づくり】
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
【インターネットや携帯電話等に関する指導】
インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校と家庭が協力してルールづくりを進め（進徳スマートルール）、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
【特に配慮が必要な児童への支援】
以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
〇発達障害を含む、障害のある児童
〇海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
〇性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
〇東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
【SOSの出し方に関する教育】
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。
【教職員の危機回避能力の向上】
QTTの充実を図るなど、教職員の資質の向上に努めます。

(4) いじめの早期発見

【積極的ないじめの認知】

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

【アンケートの実施】

毎月中旬に全学年「学校を楽しくするためのアンケート」を実施していじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。いじめを認知した場合は、双方の話に耳を傾け、早期解決に努めます。また、保護者と連携して継続して児童を見守り、再発防止に努めます。

【教育相談体制の充実】

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、学期に1回以上スクールカウンセラーとの面談を実施し、連携して児童理解に努めます。 高学年児童は、県のスクールカウンセラーとも面談し、中学校との連携を図ります。

【いじめに係る情報の記録】

いじめに係る情報を適切に記録し、全職員で共有し、日常の教育活動に生かします。

【家庭や地域との連携】

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

【いじめ対策委員会への報告】

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有しチームで対応します。

(5) いじめの事案対処

【いじめ対応サポート班による対応】

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

【被害・加害児童への対応】

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対しても事情を確認した上で、今後の成長を促すために適切な指導を行います。

【外部人材の活用と関係機関との連携】

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

【警察との連携】

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行います。

〇重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。

〇学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

〇市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（週1回）に開催し、全教職員による児童の情報共有に努めます。

≪構成員≫

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当者、
スクールカウンセラー 等　　※ただし、迅速な対応を要する際は適宜判断

≪活動≫

〇教職員、児童、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について周知

〇「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」児童を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

〇児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

〇いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり

〇校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

〇計画的なアンケート調査や個人面談の計画

〇記録の保存

〇いじめの認知

〇「いじめ対応サポート班」の設置

〇教育委員会や関係機関等との連携

〇学校評価への位置づけ

〇学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

≪構成員≫

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当者、
スクールカウンセラー 等　　※ただし、迅速な対応を要する際は適宜判断

≪活動≫

〇当該いじめ事案の対応方針の決定

〇関係者からの聴取等による情報収集

〇いじめ対策委員会への報告、連絡、相談

〇被害児童やその保護者への継続的な支援

〇加害児童への指導やその保護者への説明

〇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

進徳小学校 いじめ防止基本方針

【組織図】

いじめ対策委員会

（常設）

校 長

教 頭

生徒指導主事

連絡：担任、職員、児童、家庭等

いじめの情報

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー 等
※迅速な対応を要する際は適宜判断

学校基本方針に基づく取組の実施
- □ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- □ いじめの相談・通報の窓口設定
- □ いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- □ いじめの疑いに係る情報があった時の対応
  - ○いじめの情報の迅速な共有
  - ○関係のある児童への事実関係の聴取
  - ○指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- □ いじめ対応サポート班立ち上げ

関係教員
○教科担任
○支援員

報告
連絡
相談

窓口：教頭

認 知

≪外部人材≫
○スクールカウンセラー
○スクールソーシャルワーカー
≪関係機関≫
○教育委員会
○PTA
○警察
○児童相談所
○地方法務局
○医療機関
○家庭地域学校協議会 等

いじめ対応サポート班（特設）

校 長 ― 教 頭

生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、担任、教育相談担当者
養護教諭、スクールカウンセラー 等
※迅速な対応を要する際は適宜判断

いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- □ 事実確認作業
- □ 関係児童への対応
- □ 関係保護者への対応
- □ 関係機関との連携 ＊必要に応じて、PTA、警察への協力要請
- □ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕　　進徳小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	【いじめ対策委員会】 ○基本方針確認 ○年間計画策定 ↓ 【職員会議】 ○年間計画周知 ○教員の意識点検 ↓ 【ホームページ】 ○基本方針の公表	【あいさつ運動】 1年を通して					
		【学活】 学級開き・学級目標づくり					
		【ポジティブ教育】 SST①					
	【授業公開・はぐくみの会 総会・引き渡し訓練】 情報、意見収集	【学活】 絆づくり・リーダーの育成					
		【こんにちは集会】 縦割り班活動					
5月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに 状況把握	【体育大会練習】 リーダーづくり・縦割り班活動					
		アンケート調査 → 報告					
	【いじめ対応サポート班】 起きたときに即対応	【校内体育大会】 縦割り班を生かした色分け					
		【ポジティブ教育】 ピアサポ⑤					
6月	【第1回家庭・地域・ 学校協議会】 児童の状況の報告					【宿泊学習】 グループ行動 等の計画、相 談活動	
	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに 状況把握	【全校一斉読み聞かせ】					
		【ポジティブ教育】 SST②					【赤ちゃん抱 っこ体験】
	【学校公開】 情報、意見収集			【ポジティブ教育】 ピアサポ⑦・⑧・⑨			
	【市指導主事訪問】 授業研究	【教育相談週間】 アンケート等をもとに					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに状況把握 【教育懇談会】 児童の状況の確認	アンケート調査 → 報告 【児童館訪問】 情報収集					
8月	【いじめ対策委員会】 2学期に向けての取組の確認 【校内研修】 ○1学期の反省 ○2学期の取組 ○教員の意識点検	【PTA奉仕作業】 体験的な活動・親子の絆づくり					
9月	【いじめ対策委員会】 休業あけの児童の変容についての状況確認 【市指導主事訪問】 授業研究	福祉体験 【ポジティブ教育】 SST③、⑤～⑧ アンケート調査 → 報告					

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに 状況把握		町探検				
			アンケート調査 → 報告				
			【校外学習】 ○活動の自主的な計画 ○各学年の絆づくり ○各学年のリーダーづくり				【修学旅行】 グループ行動等の計画、相談活動
			【ポジティブ教育】 ピアサポ②				
11月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに 状況把握					【ひまわり教室】	
			【全校一斉読み聞かせ】				
			アンケート調査 → 報告				
			【ポジティブ教育】 レジリエンス①				
			【教育相談週間】 アンケート等をもとに				
12月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに 状況把握					【年賀状交流】 地域のお年寄りとの交流	
	【教育懇談会】 児童の状況の確認		アンケート調査 → 報告				
			【児童館訪問】 情報収集				

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	【いじめ対策委員会】 ○休業あけの児童の変容についての状況確認 ○3学期に向けての取組の確認	見守り隊へのお礼のお手紙 アンケート調査 → 報告 【ポジティブ教育】 レジリエンス②					
2月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに状況把握 【第2回家庭・地域・学校協議会 児童の状況の報告	【新1年生をむかえる会】 【全校一斉読み聞かせ】 【6年生を送る会準備】 縦割り活動 【ポジティブ教育】 レジリエンス③ 【教育相談週間】 アンケート等をもとに 【6年生を送る会】				【6年生を送る会の計画】 相談活動	
3月	【いじめ対策委員会】 アンケート調査をもとに状況把握	校内奉仕作業 アンケート調査 → 報告 【ポジティブ教育】 レジリエンス④ 【支援シート作成】 次年度に向けて 【児童館訪問】 情報収集					